

処 分 基 準

令和7年3月25日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：警備業の認定の取消し
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第3条（警備業の要件）、第4条（認定）、第7条（認定の有効期間の更新）
処 分 基 準： 警備業法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、警備業の認定の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により、法第3条第10号に該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係 (電話 097-536-2131 内線3024)
備 考：